

## 提出されたコメントの概要とコメントに対する法務省・金融庁の考え方

	コメント	法務省・金融庁の考え方
第2章について		
1	第2章の規定は、重畳適用がありうることから、いずれの規定が適用されるのか（誰の請求が必要となるのか）を明確にすべきである。	第2章の規定が重畳適用される事例においては、当然のことながら、重畳適用される規定の要件をすべて満たす必要があります。このことは、本施行規則の規定上、明らかです。
第3条第1号について		
2	第3条第1号の場合の分割記録の請求は、原債権記録に記録されている債権者の全員のみであることができるようにすべきである。	第3条第1号の場合の分割記録の請求においては、記録可能回数を原債権記録と分割債権記録にどのように振り分けて記録すべきかについて、電子記録債権の質権者も利害関係を有することから、当該分割記録の請求権者を「原債権記録に記録されている債権者の全員のみ」とすることはできません。
第22条第3項第7号について		
3	指定申請書への記載事項として、第22条第3項第7号で「電子債権記録業に関する知識及び経験を有する使用人の確保」とありますが、①電子債権記録業がまだ始まっていない現段階では、「電子債権記録業」そのものの経験を有する者は存在しないため、銀行やコンピューターシステム会社での実務経験者と考えればよろしいでしょうか。②また最低業務経験年数や最小限必要とされる使用人の人数などを想定されてますでしょうか。③電子債権記録機関に従事する使用人は、電子債権記録機関に出資を行う銀行やコンピューターシステム会社等からの出向者としても差し支えないでしょうか。また派遣社員とすることは可能でしょうか。	①については、銀行業務や電子システムに関連する業務に関する知識及び経験等のほか、電子記録債権法を遵守し、運営するための十分な電子記録債権制度に関する法的知識を有している者である必要があります。 ②の最低業務経験年数や必要とされる使用人の人数については、最終的には、その行おうとする業務の内容や指定申請者ごとの個別の事情も勘案しながら判断されるべきものであり形式的な解釈基準を定めることは困難と考えられます。 ③については、可能であります。

	コメント	法務省・金融庁の考え方
第22条第3項第10号について		
4	<p>第22条第3項第10号の「その他参考となるべき事項を記載した書類」について、具体例をガイドライン等により事前に公表するとともに、内容的にも実務の障害にならないものとされたい。</p>	<p>指定申請の際の提出資料における「その他参考となるべき事項を記載した書類」については、申請者の行う業務の内容及びその組織体制により異なるもので一概にガイドライン等においてその内容を公表することは困難であると考えます。</p>
第24条について		
5	<p>電子債権記録機関が銀行等との間で口座間送金決済に関する契約を締結して、当該契約に基づき銀行等が電子記録債権に関する払込みの取扱いを行い、口座間送金決済があった旨を電子債権記録機関に通知することは、法第58条及び本施行規則第24条にいう電子債権記録業の一部の「委託」に該当しないと理解しているが、かかる理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
第24条第2項第2号について		
6	<p>第24条第2項第2号について 同号が規定する「業務の委託契約の内容を記載した書面」について、委託契約を締結した上で、当該委託契約に係る契約書の写しを添付書類として提出することまでは不要であるという理解でよいか。</p> <p>また、「業務の委託契約の内容」としては、委託業務の内容、委託に係る報酬の金額若しくは計算方法、業務の遂行状況に係る報告義務の有無及び内容、業務委託先において事故や障害が生じた場合の対応方法（損害賠償に係る規定を含む。）、契約期間、契約の解除事由、電子債権記録機関が当該再委託を受けた者が行う業務を確認</p>	<p>及び については貴見のとおり。なお、②については、「業務の委託契約の内容」は、利用者保護及び経営の健全性を確保するため必要な措置がとられていると判断できる内容が含まれている必要があります。</p> <p>③については、承認申請段階において具体的な契約の締結までを求めるものではありません。</p>

	コメント	法務省・金融庁の考え方
	<p>できる旨の条件等の主要な契約条件が記載されていれば足りるという理解でよいか。</p> <p>承認申請段階で、業務委託契約を締結していなければならないのでしょうか。</p>	
第24条第3項第2号について		
7	<p>第24条第3項第2号に規定する「社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること」の具体的内容について、ガイドライン等により事前に公表するとともに、実務の障害にならないように運用されたい。</p>	<p>第24条第3項第2号に規定する「社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること」の「社会的信用のある法人」については、過去の営業実績等が考えられますが、「受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること」については、受託する業務の内容に応じて実質的に判断されるべきものであり、ガイドライン等によりその内容を公表することは困難であると考えられます。</p>
第24条第3項第5号について		
8	<p>第24条第3項第5号にいう「受託者がその受託する業務の全部又は一部を他の者に再委託する場合には、電子債権記録機関が当該再委託を受けた者が行う業務を確認できる旨の条件が業務の委託契約において付されていること」とは、いかなる規定を想定しているのか。再委託する際には、電子債権記録機関が再委託先の業務の遂行状況について確認できるように、必要に応じて立入検査を実施することができる旨の規定を設けることで足りると理解してよいか。</p>	<p>第24条第3項第5号にいう「受託者がその受託する業務の全部又は一部を他の者に再委託する場合には、電子債権記録機関が当該再委託を受けた者が行う業務を確認できる旨の条件が業務の委託契約において付されていること」とは、委託先が再委託する場合に、電子債権記録機関が再委託の状況を把握できるようにしておくことを求める規定ですので、必要に応じて立入検査や報告を求めることができる旨等の規定を設けることが考えられます。</p>

	コメント	法務省・金融庁の考え方
第25条第4号について		
9	<p>第25条第4号が、電子債権記録機関の業務規程の記載事項として「…口座間送金決済に関する契約…に係る事項」を規定しているが、文言上、その具体的な記載内容が明確ではない。そのため、業務規程の策定の支障とならないようガイドライン等により具体的な記載内容を事前に公表するとともに、実務の障害にならないように運用されたい（特に、口座間送金決済に関する契約の軽微な変更により、業務規程をも変更する必要が生じることとならないように運用されたい。）。</p>	<p>「口座間送金決済」において、電子記録債権についての支払等記録が同時のタイミングで行われることが重要であります。そのため、第25条第4号に規定する「…口座間送金決済に関する契約…に係る事項」には、銀行等との業務提携の内容が考えられ、同期的管理が適切、継続的に行われることを確認できる事項が考えられます。例えば、送金決済と電子記録の消し込みのタイミング、提携銀行等とのデータの交換方法等が考えられます。ただし、具体的な記載事項は、同期的管理の方法に応じて決められるものであり、ガイドライン等で一律に定めることは困難であると考えます。</p>
第44条について		
10	<p>第44条の「同意」は、利用者と電子債権記録機関とが、電子債権記録機関の利用についての基本契約を締結する際に、包括的な同意をすることで足りることを明確にすべきである。</p> <p>また、これらの手続について、電子記録を請求する者に代わって第三者が行うことができることを明確にすべきである。</p>	<p>記録事項の任意的開示に関する同意の取得方法について、第44条の趣旨に反しない範囲内で実務上工夫することは否定されませんが、具体的にどのようなものが許容されるのかは個別に判断すべき問題です。</p>

(注) 本施行規則については、条名のみを掲げています。「法」とは、電子記録債権法（平成19年法律第102号）をいいます。